

令和8年度むきばんだ史跡公園洞ノ原地区復元竪穴住居（DH02）
屋根修理業務仕様書

1. 業務名称

令和8年度むきばんだ史跡公園洞ノ原地区復元竪穴住居（DH02）屋根修理業務

2. 業務概要

むきばんだ史跡公園洞ノ原地区西側丘陵で野外展示している竪穴住居（DH02）の茅葺屋根の葺き直しおよび躯体の補修を行う。

3. 業務期間

契約締結日から令和9年2月12日（金）まで

ア. 屋根修理実施期間

契約締結日から令和8年12月25日（金）まで

イ. 提出書類、業務記録等の調整期間

屋根修理終了後から令和9年1月29日（金）まで

4. 業務の場所

鳥取県米子市淀江町福岡地内（国史跡妻木晩田遺跡洞ノ原地区西側丘陵）

5. 業務内容

（1）仮設準備

ア. 足場・バリケードの設置

対象建物周囲に外部足場、A型バリケードを設置する。

イ. 養生ネット、素屋根掛け、作業小屋の設置

落下飛来物及び降雨を防ぐため、外部足場に養生ネット及びトタン等による屋根および作業小屋を設置する。

（2）屋根修理

ア. 躯体の補修、ロープの点検・交換

屋根小舞、垂木の状況を確認し、補修を行う。ロープの腐朽・切断等が確認された場合は取り替える。

イ. 茅の葺き直し

茅による屋根葺きを行うこと。復元土屋根竪穴住居の垂木上に横方向、縦方向の順に茅を葺く。茅はワラ縄、茅押さえは小径の半割竹等で固定する。縦方向の茅は逆葺きとする。茅葺き作業にあたり、窓枠周辺部材などは必要に応じて取り外し、作業後は復旧すること。また、茅葺き作業を中断する際にはシートで覆い、茅が露出した状態で風雨に晒されないよう養生すること。茅および茅押さえは発注者が支給する。

ウ. 杉皮下地の設置

防腐処理した野地板を、屋根小舞にロープで固定する。その上に防水材（ルーフィング）を被覆し、ステンレス製タッカーにて貼り付ける。

エ. 杉皮の設置

杉皮は屋根頂部に2枚重ねで設置し、ステンレス製タッカーにて固定する。杉皮

押さえの丸太は、なるべく平行になるよう配置し、ビス止めのうえ麻縄締めとする。
杉皮は発注者が支給する。

オ. 土葺き

一時撤去および仮置きした土を再利用し、むきばんだ史跡公園職員（以下担当職員という。）の指示のもと、土葺きを行う。

カ. 周堤溝部材の再設置

一時保管している周堤溝部材について、元どおりに再設置する。

キ. 仕上げ

茅のズレ、ハネ等がないことを確認し、入念に仕上げ、防災処理材を散布する。

(3) 作業記録の作成

着工前、各工程、完成時の写真を撮影して記録する。

(4) その他

ア. 仮設事務所の設置

むきばんだ史跡公園洞ノ原地区東側丘陵の四阿脇に設置すること。来園者及び維持管理作業車の通行の妨げにならないよう、設置場所は担当職員の指示に従うこと。

イ. 資材の搬入

資材の搬出入、車両の進入にあたっては、担当職員が指示するルートを使用すること。

ウ. 修理状況の公開

県民向けに修理状況を公開する場合等があるので、その際には準備・公開に協力すること。

6. 本業務に係る書類等の提出と報告

(1) 業務工程表

受注者は、契約締結後、7日以内に業務工程表を作成し、担当職員に提出すること。

(2) 業務計画書

受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を取りまとめ、担当職員に提出すること。

(3) 業務安全計画書

受注者は、建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、業務安全計画書を作成し、担当職員に提出すること。

(4) 業務進捗状況報告書及び業務日誌

受注者は日々の業務日誌の他、毎月末に「業務進捗状況報告書」を作成し、担当職員に提出すること。

(5) 使用材料、設備機器等に関する報告

本業務に使用した材料やその他設備機器等に関する内容及び部材交換等を行った箇所を概略図等により記録してとりまとめ報告すること。

(6) 支給材料の受領書

本業務に使用する材料等を受領したときは速やかに受領書を提出すること。

(7) 協議書及び打合せ記録簿

業務を適正かつ円滑に実施するため、常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（協議書、打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

(8) 作業記録について

区分	分類・規格	撮影箇所	部数	原版の大きさ
業務記録写真	カラー・L判	各工種の工程毎	1部	1, 200×2, 000px 以上
完成写真	カラー・L判	着工前・完成後	1部	1, 200×2, 000px 以上

※上記の電子データはCD又はDVDにより提出すること。

7. その他

- (1) 計画地が史跡公園内であることを認識し、遺構保護、周囲の植生保護ならびに来園者の安全に十分配慮すること。
- (2) 本業務の施工に伴い必要な官公署、その他への手続き、検査並びにその費用は、受注者の負担とする。
- (3) 本業務及び本業務対象物の事故、災害に伴う損害を補填するため火災保険等に加入すること。
- (4) 受注者は完了検査時に必要な書類等（報告書等）を用意すること。
- (5) 受注者は、本業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 外部足場には、メッシュシート等の飛散対策を行い、周辺環境に悪影響を与えないよう注意すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。